

2 障害者雇用状況報告

障害者雇用状況報告書の提出義務と提出方法等について

(1) 提出義務

事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」といいます。）第 43 条第 7 項に基づき、障害者の雇用に関する状況について、毎年、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。

報告義務のある事業主は、企業全体の常用雇用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が 40.0 人以上の事業主（独立行政法人、公団、公庫等の一定の特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第 2 に掲げる法人）については常用雇用労働者が 36.0 人以上の事業主）です。

（雇用している障害者数が 0 人の場合でも報告義務があります。）

※ この報告をしない場合又は虚偽の報告をした場合は、障害者雇用促進法第 86 条第 1 号の規定により、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(2) 提出方法

報告は、令和 7 年 6 月 1 日現在の状況を、障害者雇用状況報告書により企業の主たる事業所（いわゆる本社）において、支社、支店等の分を取りまとめて、本社の所在地を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）の長あてに、電子申請（1 ページの「電子申請のご案内」を参照してください。）、郵送若しくは持参により提出してください。（安定所から指示があった場合を除き、支社、支店等において別途提出する必要はありません。雇用率算定に係る各種特例の認定を受けている場合は、49 ページに記載されている「5 雇用率算定に係る特例を受けている場合の報告の方法」を参照し、親事業主又は事業協同組合等で取りまとめ、認定に係る確認書類を添えて提出してください。）

電子申請で提出する場合は、後の確認のため、報告したファイルの内容を印刷し、事業主控として保管しておいてください。

紙の報告書で提出される場合、報告書は 3 枚複写となっておりますので、正、副の 2 枚を公共職業安定所長に提出し、事業主控は後の確認のため、保管しておいてください。

(3) 報告書の活用

ご提出いただいた報告は、障害者の雇用状況及び雇用率の達成状況を把握し、今後の施策の検討に役立てるとともに、必要に応じ、各企業に対し安定所等による助言・指導・調査等を行うための基本情報として用いられます。

また、障害者雇用促進法第49条第2項に基づき、国は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、障害者雇用納付金関係業務に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」といいます。）に行わせるものとされており、また、機構は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条に規定する業務を行うものとされており、これらの事務の効果的な実施のため、提出いただいた障害者雇用状況報告については、機構に提供することとしておりますので、あらかじめご了承ください。

(4) 情報公開制度に係る留意事項

障害者雇用状況報告書又はこれに基づき作成された行政文書について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求が行われた場合、当該報告書における以下の欄以外は開示されることがありますので、あらかじめご承知置きください。

〔開示されない欄：37～44ページの記入例に太枠にて表記しています。〕

- ・「B（又はC） 雇用の状況」における「常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数」のすべての欄（「C（又はD。以下同じ。） 事業所別の内訳」を含む。）
- ・「計（⑪の(ヌ)＋⑪の(タ)＋⑪の(ネ)等」の「C 事業所別の内訳」の欄、「D（又はE） 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」のすべての欄（「C 事業所別の内訳」を含む。）
- ・「E 障害者雇用推進者」のすべての欄（役職名及び氏名）及び「F（又はE） 記入担当者」すべての欄（所属部課名及び氏名）

(5) 独立行政法人の雇用状況について

独立行政法人については、障害者雇用促進法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、集計結果の発表の際に個別の雇用状況を併せて公表しますので、あらかじめご了承ください。

公表される項目は、「⑩(ニ)法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」、「⑫計」、「⑬実雇用率」及び「⑭身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」です。（いずれの項目も「C 事業所別の内訳」を除く。）

障害者雇用状況報告書 記入方法A

①～③のいずれかに該当する場合の記載方法です。

→ 該当しない場合

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③就労継続支援事業(A型)の事業所がある企業

雇用保険適用事業所番号を記入してください。
※番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

なお、関係会社特例、企業グループ特例、事業協同組合等特例の認定を受けている場合、事業主別様式(様式6の2(1)、3(1)、4(1))には各企業の適用事業所番号、グループ様式(様式6の2(2)、3(2)、4(2))には親事業主または事業協同組合等の適用事業所番号を記入してください。

- ・スタンプ、ゴム印等を使用する場合には2枚目以降にも忘れずに押印してください。ゴム印等の文字で他の記載事項が読み取れなくなることをないように注意してください。
- ・社印、代表取締役印等の押印は不要です。

③欄

13桁の法人番号を記入してください。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認ができます。

〈国税庁法人番号公表サイト〉

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



⑩(イ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、

⑩(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。

(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

※1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の方は含めず記入してください。

⑩(ハ)欄には、⑩(イ)欄で記入した数と⑩(ロ)欄で記入した数を0.5倍した数を合算した数を記入してください。(小数点以下第1位まで)

(記載例)

$$7,100 + (493 \times 0.5) = 7,346.5$$

1 3 0 1 - 9 8 7 6 5 4 - 1		障害者雇用状況報告書	
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。			
A 事業主	(ふりがな)	こうろうてつこう かぶしがいいしゃ	
	法人名称	厚労鉄鋼 株式会社	
	(ふりがな)	すずき たろう	
	氏名又は代表者氏名	鈴木 太郎	
④ 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
B 雇用の状況	① 適用事業所番号	1301 - 9876	
	⑤ 事業所の名称	本社	
	⑥ 事業所の区分	3	
	⑦ 事業所の所在地	東京都千代田区千代田	
	⑧ 事業の内容		
	⑨ 除外率		
	⑩ 常用雇用労働者の数		
	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)	7,100 人	1,000 人
(ロ) 短時間労働者の数	493 人	1,000 人	
(ハ) 常用雇用労働者の数[イ+(ロ×0.5)]	7,346.5 人	1,510 人	
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	6840.5 人	1510 人	

⑩(ニ)欄は、支店、営業所等ごとに「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を算出し、得られた数を加算し、記入してください。(小数点以下第1位まで)

記入方法Bへ

状況報告書

令和 7 年 6 月 1 日現在

公共職業安定所長 殿

令和 7 年 6 月 1 日

〒 100 - 0001

住所 東京都千代田区
大手町〇-〇-〇

(TEL 03 - 0000 - 1111)

① 事業の種類 産業分類 ② 事業所の数

鉄鋼業

鉄材の製造・販売

5

C 事業所別内訳

事業所番号	事業所名称	事業種類	事業所数	除外率
1406 - 345678 - 2	平塚工場	3	3	10 %
1301 -	横浜支店	3	3	10 %
108 - 123456 - 3	鎌倉営業所	2	2	10 %
1301 - 234567 - 4	厚労サポート	1	1	10 %
東京都千代田区 〇-〇-〇	東京都千代田区 大手町〇-〇-〇	神奈川県横浜市 長者町?-?	神奈川県鎌倉市 大船▲-▲	東京都千代田区 大手町〇-〇-〇
鉄材の製造事業				
466 人	4,897 人	687 人	20 人	30 人
96 人	345 人	35 人	5 人	12 人
4.0 人	5,069.5 人	704.5 人	22.5 人	36.0 人
4.0 人	4563.5 人	704.5 人	22.5 人	36.0 人

提出日について記入漏れがないようご注意ください。

①欄

「産業分類」には、参考3の日本標準産業分類の中分類の番号（2桁）を記入してください。事業の種類もご記入ください。
※番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

②欄

当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記入してください。

支社、支店等ごとに異なった番号がない場合は、直近上位の事業所の適用事業所番号の頭4桁（安定所番号）をご記入ください。

※記入例では、本社直轄の事例として、本社の適用事業所番号から「1301」を記入しています。

⑥欄

特例子会社に含まれる事業所に該当する場合は「1」、指定就労継続支援A型に該当する場合は「2」、それ以外の場合は「3」を記入してください。

⑧⑨欄

各事業所の主たる事業の種類が参考1の除外率設定業種に該当する場合のみ、⑧欄に事業の内容を記入するとともに、その率を記入してください。

※令和7年4月より除外率が変わっておりますのでご注意ください。

⑩(二)欄

⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（端数切り捨て）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を事業所ごとに記入してください。

（計算式）

⑩(ハ) - {⑩(ハ) × ⑨（端数切り捨て）}

例）平塚工場

常用労働者数 5,069.5 × 除外率 0.1
= 506.95 ÷ 506（端数切り捨て）

常用労働者数 5,069.5 - 506
= 基礎労働者数 4,563.5

次のページに続きます。

⑪欄

(ホ)(ト)(リ)欄 → 重度身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です（参考2参照）。

(ハ)(チ)欄 → 重度身体障害者以外の身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方です（参考2参照）。

(ル)(ヲ)(ヨ)欄 → 重度知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方です。

(ヲ)(カ)欄 → 重度知的障害者以外の知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。

(レ)(リ)(ツ)欄 → 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

⑪⑫欄の（ ）内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。

⑪(ホ)(ハ)(ル)(ヲ)(レ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、

⑪(ト)(チ)(ワ)(カ)(リ)欄の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方を、

⑪(リ)(ヨ)(ツ)欄には、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の方（就労継続支援A型の利用者を除く）を記入してください。

（いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。）

⑪(ヌ)(タ)(ネ)欄及び⑫欄は小数点以下第1位まで記入してください。

⑪ 雇用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(ア) 重度身体障害者の数	()	35 人	()
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	58 人	()
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	24 人	()
(ハ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	10 人	()
(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(ヒ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	10 人	()
(ヘ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	5 人	()
(ニ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	2 人	()
(ヘ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	1 人	()
(ニ) 身体障害者の数	()	144.0 人	()
(ニ) 身体障害者の数	()	50.0 人	()
(ロ) 重度知的障害者の数	()	11 人	()
(ロ) 重度知的障害者の数	()	4 人	()
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	12 人	()
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	5 人	()
(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	5 人	()
(ロ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	0 人	()
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	2 人	()
(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	0 人	()
(ロ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	()	1 人	()
(ロ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	()	0 人	()
(ロ) 知的障害者の数	()	40.5 人	()
(ロ) 知的障害者の数	()	13.0 人	()
(ロ) 精神障害者の数	()	10 人	()
(ロ) 精神障害者の数	()	5 人	()
(ロ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	8 人	()
(ロ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	2 人	()
(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	()	2 人	()
(ロ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	()	2 人	()
(ロ) 精神障害者の数	()	19.0 人	()
(ロ) 精神障害者の数	()	8.0 人	()
計	()	203.5 人	()
〔(ア)の(3)+(イ)の(3)+(ロ)の(3)〕	()	71.0 人	()
実雇用率	()	2.97 %	()
(注) ⑪の(3)×100			
⑫ 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に定める種類別の身体障害者の数			
視覚障害者（第1号に該当する者）	8 人	4 人	
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）	9 人	2 人	
言語・言語・そしやく機能障害者（第3号に該当する者）	9 人	3 人	
肢体不自由者（第4号に該当する者）	52 人	14 人	
内部障害者（第5号に該当する者）	37 人	10 人	
E 障害者雇用推進者	氏名 勤労部長	氏名 佐藤 二郎	

⑬欄

小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

(計算式)

$$\text{⑫欄の数} \div \text{⑩(ニ)欄の数} \times 100$$

(記載例)

$$203.5 \div 6,840.5 \times 100 = 2.974 \approx \underline{2.97}$$

(小数点以下第3位を四捨五入)

⑭欄

法定雇用率は2.5%（一定の特殊法人は2.8%）となっていますので、次のとおり計算してください。なお、計算結果がマイナスとなる場合はゼロとしてください。

(計算式)

$$(\text{⑩(ニ)欄の数} \times \underline{2.5} / 100 \text{ (端数切り捨て)}) - \text{⑫欄の数}$$

(記載例)

・法定雇用率達成に必要な雇用障害者数の計算
 $6,840.5 \times \underline{2.5} / 100$

$$= 171.0125 \approx 171 \text{人 (端数切り捨て)}$$

・不足数に係る計算

$$171 - 203.5 \text{人} = -32.5 \text{人}$$

→計算結果がマイナスなので0を記入

※ 不足数が生じる場合、計算結果は小数点以下第1位まで記入してください。（不足数が0.5人となる場合もあります。）

D欄

身体障害者について、以下の分類表に沿って種類の実人数を記入してください。

※1 実人数で計上してください。

（複数の障害がある場合は主たる障害（P49の3(4)参照）のみ計上してください。）

※2 障害程度の区別は不要です。

分類表

視覚障害者 (法律別表第1号)	視力障害、視野障害
聴覚又は 平衡機能障害者 (法律別表第2号)	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしやく機能障害者(法律別表第3号)	
肢体不自由者 (法律別表第4号)	上肢不自由、下肢不自由、 体幹機能障害、上肢機能障害、 移動機能障害
内部障害者 (法律別表第5号)	心臓機能障害、じん臓機能障 害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

太枠は、開示請求が行われた場合でも
開示されない部分です

障害者雇用状況報告書 記入方法B

次のいずれにも「該当しない」企業は、この「記入方法B」を参照してください。

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③就労継続支援事業(A型)の事業所がある企業

雇用保険適用事業所番号を記入してください。

※番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

・スタンプ、ゴム印等を使用する場合には2枚目以降にも忘れずに押印してください。ゴム印等の文字で他の記載事項が読み取れなくなることをないように注意してください。
・社印、代表取締役印等の押印は不要です。

③欄

13桁の法人番号を記入してください。
法人番号は、以下の国税庁法人番号公表サイトで確認ができます。

〈国税庁法人番号公表サイト〉

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>



⑩(イ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、

⑩(ロ)欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。

(いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。)

※1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の方は含めず記入してください。

⑩(ハ)欄には、⑩(イ)欄で記入した数と⑩(ロ)欄で記入した数を0.5倍した数を合算した数を記入してください。(小数点以下第1位まで)

(記載例)

$$550 + (420 \times 0.5) = 760.0$$

様式第6号(第4条関係)(表面)

1 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6 - 1 障害者雇用状

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、 下記のとおり報告します。	
(ふりがな)	こうろすーぱー かいしきがいしゃ
法人名称	厚労スーパー 株式会社
(ふりがな)	えんどう たろう
氏名又は代表者氏名	遠藤 太郎
③ 法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 9 8 7
区分	合計
④ 適用事業所番号	—
⑤ 事業所の名称	左 上 「事 業 所」 の 区 分 を 記 入 し て く だ さ い。
⑥ 事業所の区分 1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援A型事業所 3 上記1及び2以外	
⑦ 事業所の所在地	
⑧ 事業の内容	
⑨ 除外率	
⑩ 常用雇用労働者の数	
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	550 人
(ロ) 短時間労働者の数	420 人
(ハ) 常用雇用労働者の数 【(イ)+(ロ×0.5)】	760.0 人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数	760.0 人

⑩(ニ)欄は、支店、営業所等ごとに「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を算出し、得られた数を加算し、記入してください。(小数点以下第1位まで)

提出日について記入漏れがないようご注意ください。

況 報 告 書

(日本産業規格A列4)

令和 7 年 6 月 1 日現在

令和 7 年 6 月 1 日

公共職業安定所長 殿

〒 100 - 0001

住 所

東京都千代田区
大手町〇-〇-〇

法人にあっては
主たる事業所の所在地

(TEL 03 - 0000 - 2222)

① 事業の種類	産業分類	② 事業所の数
各種商品小売業	5	13
総合スーパー		

C 事業所別の内訳

①欄
「産業分類」には、参考3の日本標準産業分類の中分類の番号（2桁）を記入してください。事業の種類もご記入ください。
※番号は同封の「御挨拶」に記載しております。

②欄
当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記入してください。

上の①～③のいずれにも該当しない場合は、「事業所別の内訳」欄は記入不要です。

④～⑫欄について、各事業所の合計を「合計欄」に記入してください。

%	%	%	%	%
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人
人	人	人	人	人

次のページに続きます。

⑪欄

(ホ)(ト)(リ)欄 → 重度身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が1級または2級とされる方です（参考2参照）。

(ハ)(チ)欄 → 重度身体障害者以外の身体障害者

原則として身体障害者手帳の等級が3級から6級とされる方です（参考2参照）。

(ル)(ヲ)(ヨ)欄 → 重度知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方です。

(ヲ)(カ)欄 → 重度知的障害者以外の知的障害者

児童相談所、障害者職業センター等により知的障害者と判定された方のうち、知的障害の程度が重いと判定された方以外の方です。

(レ)(リ)(ツ)欄 → 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

⑪⑫欄の（ ）内には、前年の6月2日から本年6月1日までに新規に雇い入れた数を内数として記入してください。

⑪(ホ)(ハ)(ル)(ヲ)(レ)欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方を、

⑪(ト)(チ)(ワ)(カ)(リ)欄の短時間労働者には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方を、

⑪(リ)(ヨ)(ツ)欄には、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の方（就労継続支援A型の利用者を除く）を記入してください。

（いずれも1年を超えて雇用される見込みがあることまたは1年を超えて雇用されていることが必要です。）

⑪(ヌ)(ケ)(ネ)欄及び⑫欄は小数点以下第1位まで記入してください。

⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
(ア) 重度身体障害者の数	()	2 人	()
(イ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	1 人	()
(ロ) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	0 人	()
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	0 人	()
(ニ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数	()	0 人	()
(ホ) 身体障害者の数 [(ア×2)+(イ×1)+(ロ×0.5)]	()	1.0 人	()
(ヘ) 重度知的障害者の数	()	0 人	()
(セ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	0 人	()
(シ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(ス) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(セ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数	()	0 人	()
(ツ) 知的障害者の数 [(ヘ×2)+(セ×1)+(ス×0.5)]	()	1.5 人	()
(テ) 精神障害者の数	()	0 人	()
(ニ) 精神障害者である短時間労働者の数	()	1 人	()
(フ) 精神障害者である特定短時間労働者の数	()	1 人	()
(ト) 精神障害者の数 [(ニ×2)+(フ×1)]	()	2.0 人	()
⑫ 計 [(ホ)+(ツ)+(ト)]	()	4.0 人	()
⑬ 実雇用率 [(⑫/⑪の(ア))×100]	()	2.0%	()

⑫ 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者			
視覚障害者（第1号に該当する者）	1 人		
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）	2 人		
音声・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者）	1 人		
肢体不自由者（第4号に該当する者）	3 人		
内部障害者（第5号に該当する者）	2 人		

⑬ 障害者雇用推進者	氏名	氏名
	勤労部長	伊藤 二郎

（記帳上の留意事項は、裏面にあります。）

④ 小数点以下第3位を四捨五入した数を記入してください。

$$\text{⑫欄の数} \div \text{⑩(二)欄の数} \times 100$$
$$15.5 \div 760 \times 100 = 2.039 \div \underline{\underline{2.04}}$$

(小数点以下第3位を四捨五入)

法定雇用率は**2.5%**（一定の特殊法人は**2.8%**）
 となっていますので、次のとおり計算してください。
 なお、計算結果がマイナスとなる場合はゼロ
 としてください。

(⑩(二)欄の数×2.5／100 (端数切り捨て))
－⑫欄の数

- ・法定雇用率達成に必要な雇用障害者数の計算
 $760人 \times \underline{2.5} / 100$
 $= 19$ (端数が出た場合は切り捨て)

※ 法定雇用率を満たすには、19人の雇用が必要となります。

$$19 - 15.5 \text{人} = 3.5 \text{人}$$

※ 不足数が生じる場合、計算結果は小数点以下第1位まで記入してください。(不足数が0.5人となる場合もあります。)

身体障害者について、以下の分類表に沿って種類の実人数を記入してください。

(複数の障害がある場合は主たる障害 (P49 の 3 (4) 参照) のみ計上してください)。

※2 障害程度の区別は不要です。

分類表	
視覚障害者 (法律別表第1号)	視力障害、視野障害
聴覚又は 平衡機能障害者 (法律別表第2号)	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしやく機能障害者 (法律別表第3号)	
肢体不自由者 (法律別表第4号)	上肢不自由、下肢不自由、 体幹機能障害、上肢機能障害、 移動機能障害
内部障害者 (法律別表第5号)	心臓機能障害、じん臓機能障 害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

詳細は参考2を参照してください。

**太枠は、開示請求が行われた場合でも
開示されない部分です**

記入に当たっての注意事項

1 用語の定義について

(1) 常用雇用労働者

常用雇用労働者とは、雇用契約の形式如何を問わず、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者であって、次の①～④のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。なお、1週間の所定労働時間が20時間未満の方については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含まれません。

※ 昼間学生や2つの事業主に雇用されている労働者、A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10に規定する就労継続支援A型の事業を実施する事業所をいう。以下同じ。）に雇用される労働者であっても、週所定労働時間が20時間以上である労働者は常用雇用労働者となります。

※ 外国人労働者（技能実習、特定技能を含む）についても常用雇用労働者に含まれます。

① 雇用期間の定めのない労働者

② 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている者

③ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者、又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（1年以下の期間を定めて雇用される場合であっても、更新の可能性のある限り、該当します。）

④ 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されている者であり、かつ、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者（上記③同様。）

※ なお、「雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」は、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するものをいいます。

(イ) 雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されている場合

ただし、更新回数等の上限が併せて明示されていることにより、1年を超えて雇用されないことが明らかな場合はこの限りではありません（(ロ)に該当する実態にある場合を除きます。）

(ロ) 雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新されない旨が明示されている場合又は更新の有無が明示されていない場合であって、類似する形態で雇用されている他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の更新の可能性のある実態にある場合

また、以下の労働者については取扱いにご留意ください。

- ・ 「**出向中**」の労働者は、原則として、その者が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける事業主の労働者として取り扱います。なお、当該必要な主たる賃金を受ける事業主についての判断が困難な場合は、雇用保険の取扱いを行っている事業主の労働者として取

り扱って差し支えありません。

- ・ **「休業中」の労働者（育児休業等含む。）**は、現実かつ具体的な労務の提供がなく、そのため給与の支払いを受けていない場合もありますが、事業主との労働契約関係は維持されているので、常用雇用労働者に含まれます。
- ・ **外国にある支社、支店、出張所等に勤務している労働者**は、日本国内の事業所から派遣されている場合に限り、その事業主の雇用する労働者とします。したがって、現地で採用している労働者は含みません。
- ・ **生命保険会社の外務員等**については、雇用保険の被保険者として取り扱われているかどうかによって判断してください。
- ・ **いわゆる登録型の派遣労働者**の場合、契約期間に多少の日数の隔たりがあっても、同一の派遣元事業主と雇用契約を更新又は再契約して引き続き雇用されることが常態となっている場合には、常用雇用労働者に含まれる場合があります。具体的には次に掲げる基準を全て満たす場合は常用雇用労働者に含まれます。
 - ① 雇用されている期間が年間328日を超えていること。
 - ② 雇用契約の終了から次の雇用契約の締結までの間隔が、おおむね3日以下であること。
 - ③ 雇用契約期間中に離職や解雇がないこと。
 - ④ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。また、事業所と最初の雇用契約を締結した日から1年を経過していない派遣労働者であって、上記①～④の基準を満たし、かつ今後雇用契約期間が断続しないと見込まれることにより最初の雇用契約を締結した日から1年以上引き続き雇用されると見込まれる場合は常用雇用労働者に含まれる場合があります。
- ・ **65歳以上の労働者**であっても、常用雇用労働者に含まれます。

(2) 短時間労働者

短時間労働者とは、常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

(3) 特定短時間労働者

特定短時間労働者とは、短時間労働者のうち、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満である者をいいます。障害者雇用率の算定にあたり、分母である常用雇用労働者の範囲に特定短時間労働者は含まれませんが、分子である常用雇用障害者として、以下の「重度身体障害者」、「重度知的障害者」、「精神障害者」である特定短時間労働者がその範囲に含まれます（就労継続支援A型の利用者は除きます。）。

(4) 身体障害者、重度身体障害者

報告の対象となる「身体障害者」とは、原則として身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する方及び7級に該当する障害が2以上重複する方です。

「重度身体障害者」とは、このうち1級又は2級とされる方及び3級に該当する障害を2以上重複して有すること等によって2級に相当する障害を有するとされる方です。（参考2）

(5) **知的障害者、重度知的障害者**

報告の対象となる「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医（以下「知的障害者判定機関等」といいます。）又は障害者雇用促進法第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された方です。

「重度知的障害者」とは知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された方をいいます。具体的には、次のいずれかの場合に、重度知的障害者に該当します。

- ・療育手帳で程度が「A」とされている方
- ・療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書をもっている方（上記の知的障害者判定機関等による判定書が対象です。）
- ・障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された方（障害者介助等助成金、特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練の適用等に当たって行われている「知的障害の程度が重い」範囲と同様の範囲で判定が行われます。）

(6) **精神障害者**

報告の対象となる「精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

2 常用雇用労働者である障害者のカウントの方法について

対象となる障害者を1人雇用している場合のカウント数は、次のとおりです。

	常用雇用労働者		
		短時間労働者	
			特定短時間労働者（※2）
週所定労働時間	30時間以上	20 時間以上 30 時間未満	10 時間以上 20 時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重 度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重 度	2	1	0.5
精神障害者	1	1（※1）	0.5

※1 精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1人とカウントします。

※2 令和6年4月より短時間労働者のうち週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の方についても、0.5人とカウントします。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

3 障害者雇用状況報告書の記入上の留意点

(1) C（又はD）「事業所別の内訳」欄

報告対象の企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等について、記入していただきますが、除外率が設定されている事業所等の有無により、取扱いが異なりますので、次のイ、ロに従い記入してください。

なお、特例子会社の認定、関係会社特例の認定、企業グループ特例の認定及び事業協同組合等特例の認定を受けている事業主については、5 (1)～(4)に従い記入してください。

イ ロに該当する企業以外の企業（P41～44参照）

C（又はD）「事業所別の内訳」欄の記入は不要です。当該企業に属する全ての事業所の雇用状況の合計を「合計」欄に記入してください。

ロ 次のいずれかに該当する企業（P37～40参照）

- ①除外率が設定されている事業所がある企業
- ②特例子会社の認定を受けている企業
- ③A型事業所がある企業

当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所について、C（又はD）「事業所別の内訳」欄に記入してください。

場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が小さく、組織的関連ないし事務能力からみて一つの事業所という程度の独立性がないもの（雇用保険非該当施設など）は、直近上位の組織に包括して一つの事業所として記入してください。ただし、支所等の事業の内容により異なる除外率が設定されている場合はそれぞれの支所等について記入してください。

また、一つの事業所で二以上の業種にわたる事業が行われている場合は、当該事業に従事する労働者の数が最も多い事業を当該事業所の事業としてください。

「⑥（又は⑩）事業所の区分」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

- | | |
|-----------------|---------|
| 1：特例子会社に含まれる事業所 | 2：A型事業所 |
| 3：上記1及び2以外 | |

(2) 内訳の記載欄が不足する場合

電子申請の場合は、事業所の内訳及び事業主ごとの内訳については10か所分の報告ができる欄を設けておりますが、事業所数又はグループ内の特例認定を受けた事業主数が10か所を超えるときには「ページ追加」ボタンを押下して報告書様式を追加してください。また、複数回の申請はできませんので、必ず全ての申請書を一度に提出してください。

紙の報告書で提出される場合、事業所数が5か所を超える場合には、同封の別紙様式をご使用ください（事業所数が5か所以下の場合は、別紙様式の提出は不要です。）。

(3) ⑩(ロ)短時間労働者について、1人をもって0.5人の労働者とみなすため、⑩(ハ)「常用雇用労働者の数」欄は高年齢者雇用状況等報告書における⑮欄「常用労働者数」と異なる数字になる場合がありますので、ご注意ください。

また、⑩(ロ)「短時間労働者の数」欄には、特定短時間労働者は含まれませんので、ご注意ください。

(4) 2つ以上の障害がある労働者については、いずれか一方の障害（主たる障害）についてのみ記入してください。なお、いずれか一方の障害（主たる障害）とは、当該労働者にとって、最も職業生活に相当の制限を与え、又は職業生活を営むことを著しく困難なものとしている障害を指します。

(5) D（又はE）「障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数」については、身体障害者の実人数（⑪欄(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)に記入の者）について、以下の分類表に沿ってご記入ください。

視覚障害者	視力障害、視野障害
聴覚又は平衡機能障害者	聴覚機能障害、平衡機能障害
音声・言語・そしゃく機能障害者（法律別表第3号）	
肢体不自由者	上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、 上肢機能障害、移動機能障害
内部障害者	心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、 ぼうこう又は直腸機能障害、 小腸機能障害、免疫機能障害、 肝臓機能障害

※複数の障害がある場合は上記(4)と同様に主たる障害のみ計上してください。

※障害程度の区別は不要です。

(6) E「障害者雇用推進者」の役職名及び氏名については、安定所において障害者雇用に関する指導等を行う際に連絡先として使用し、それ以外の用途に使用することはございません。

F「記入担当者」の所属部課名及び氏名については、記入内容の確認を行う際に連絡先として使用し、それ以外の用途に使用することはございません。

4 障害者雇用推進者

障害者の雇用の促進のための企業における諸条件整備、雇入れ等に係る国との連絡調整の責任者として障害者雇用推進者を選任していただくようお願いします。

「障害者雇用推進者」は障害者の雇入れ、雇用管理等の責任者で、例えば人事労務を担当する部長クラスの方などが選任されることが望ましいものです。（障害者雇用促進法第78条第2項）

5 雇用率算定に係る特例を受けている場合の報告の方法

特例の種類によって、提出する様式が異なります。以下の(1)～(4)に該当するもの及び各様式の裏面の注意書き（電子申請の場合、様式ファイルの別シートに記載されています）を参照の上、一般事業主の場合に準じて記入・提出してください。

報告書の様式のほか、認定に係る確認書類を添えて提出していただく必要があります。電子申請の場合、報告書の様式（申請画面に掲載されているExcelファイル）に加え、認定に係る確認書類のファイル（PDFなど）を添付して提出してください。

(1) 障害者雇用促進法第44条による子会社特例の認定を受けた事業主

障害者雇用促進法第44条による子会社特例の認定（以下「特例子会社の認定」といいます。）を受けた親事業主は、本社において特例子会社の分もとりまとめて、認定に係る確認書類（親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、特例子会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、親会社からの出向従業員の数及びその主な職名等親事業主との人的交流に関する直近の事業年度の末日における状況を示す資料）を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに一括して提出してください。（安定所から指示があった場合を除き、子会社において別途提出する必要はありません。）

記入の際は「様式第6号 障害者雇用状況報告書」を使用し、親事業主において本社、支社、営業所、工場、事務所等全ての事業所について記入してください。また、特例子会社については、事業所等と同様にC欄に記入の上「⑥事業所の区分」欄に「1」と記入してください。

(2) 障害者雇用促進法第45条による関係会社特例の認定を受けた事業主

障害者雇用促進法第45条による関係会社特例の認定（以下「関係会社特例の認定」といいます。）を受けた親事業主は、本社において子会社及び関係会社の分をとりとめ、認定に係る確認書類（親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、認定申請時に提出した関係会社概要書の記載事項に応じて、関係会社から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、関係会社からの出向従業員の数・その主な職名等関係会社との人的交流の状況を証明するもの又は特例子会社の直近の事業年度における関係会社からの受注（売上げ）実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書）を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出（※）してください。（安定所から指示があった場合を除き、子会社及び関係会社において別途提出する必要はありません。）

記入の際は「様式第6号の2(1) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別）」（以下「事業主別様式」）及び「様式第6号の2(2) 障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体）」（以下「グループ様式」）を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

グループ内の各企業について1枚ずつ記入（例えば、特例子会社1社及び関係会社2社について関係会社特例の認定を受けている場合は、親会社で1枚、特例子会社で1枚、関係会社2枚で、合計4枚に記入することになります。）してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業（親事業主分については親事業主、特例子会社・関係会社については当該特例子会社・関係会社）の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

・ グループ様式の記入

当該グループに属する親会社、特例子会社及び関係会社について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、親事業主の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

また、「⑥親事業主・特例子会社・関係会社の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1：A型事業所を含まない親事業主	2：A型事業所を含む親事業主	
3：特例子会社	4：A型事業所を含まない関係会社	5：A型事業所を含む関係会社

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください。

(3) 障害者雇用促進法第45条の2による企業グループ特例の認定を受けた親事業主

障害者雇用促進法第45条の2による企業グループ特例の認定(以下「企業グループ特例の認定」といいます。)を受けた親事業主は、本社において関係子会社の分をとりまとめ、認定に係る確認書類(親事業主の直近の有価証券報告書の写し・附属明細書の写し、関係会社の株主名簿又は出資口数名簿等並びに、認定申請時の提出した関係子会社概要書の記載事項に応じて、関係子会社から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、関係子会社からの出向従業員の数・その主な職名等関係子会社との人的交流の状況を証明するもの又は発注先となる関係子会社の直近の事業年度における関係子会社からの受注(売上げ)実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書)を添えて本社の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出(※)してください。(安定所から指示があった場合を除き、関係子会社において別途提出する必要はありません。)

記入の際は「様式第6号の3(1)障害者雇用状況報告書(法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)」(以下「事業主別様式」といいます。)及び「様式第6号の3(2)障害者雇用状況報告書(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)」(以下「グループ様式」といいます。)を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

グループ内の各企業について1枚ずつ記入(例えば、関係子会社4社について企業グループ特例の認定を受けている場合は、親事業主で1枚、関係子会社で4枚、合計で5枚に記入することになります。)してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業(親事業主分については親事業主、関係子会社については当該関係子会社)の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

ロに該当し「D 事業所別の内訳」欄の記入が必要な企業の場合、「⑤事業所の区分」欄には、A型事業所がある場合は「1」、それ以外は「2」を記入してください。

・ グループ様式の記入

当該グループに属する親事業主及び関係子会社について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、親事業主の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

また、「⑥親事業主・関係子会社の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1：A型事業所を含まない親事業主	2：A型事業所を含む親事業主
3：A型事業所を含まない関係子会社	4：A型事業所を含む関係子会社

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください。

(4) 障害者雇用促進法第45条の3による事業協同組合等特例の認定を受けた事業協同組合等

障害者雇用促進法第45条の3による事業協同組合等特例の認定(以下「事業協同組合等特例の認定」といいます。)を受けた事業協同組合等は、事業協同組合等において特定事業主の分をとりまとめ、認定に係る確認書類(事業協同組合等に係る許可証等、組合員名簿等の写し並びに、特例申請時に提出した特定事業主概要書の記載事項に応じて、特定事業主から派遣されている役員の氏名・役職名・略歴、特定事業主からの出向従業員の数・その主な職名等事業協同組合等との人的交流の状況を証明するもの又は発注先となる事業協同組合等の直近の事業年度における特例事業主からの受注(売上げ)の実績を証明するもの及び現在の事業年度における発注計画書)を添えて事業協同組合等の所在地を管轄する公共職業安定所長あてに提出(※)してください。(安定所から指示があった場合を除き、特定事業主において別途提出する必要はありません。)

記入の際は「様式第6号の4(1) 障害者雇用状況報告書(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)」(以下「事業主別様式」といいます。)及び「様式第6号の4(2) 障害者雇用状況報告書(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、グループ全体)」(以下「グループ様式」といいます。)を使用し、以下のとおり記入してください。

・ 事業主別様式の記入

事業協同組合等特例の対象となる各企業について1枚ずつ記入(例えば、特定事業主4社について事業協同組合等特例の認定を受けている場合は、事業協同組合等で1枚、特定事業主で4枚、合計5枚に記入することになります。)してください。

事業協同組合等のうち、特定有限責任事業組合は、当該特定有限責任事業組合の組合員の肩書付名義で雇用契約を締結した労働者を、特定有限責任事業組合が実際に雇用する労働者とみなして記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、各企業(事業協同組合等については事業協同組合等、特定事業主については特定事業主)の適用事業所番号を記入してください。

それぞれの企業について、「D 事業所別の内訳」欄の記入については、3(1)のイ又はロのいずれか該当するものに従ってください。

ロに該当し「D 事業所別の内訳」欄の記入が必要な企業の場合、「⑤事業所の区分」欄には、A型事業所がある場合は「1」、それ以外は「2」を記入してください。

・ グループ様式の記入

認定を受けている事業協同組合等及び特定事業主について記入してください。

左上の雇用保険適用事業所番号記載欄は、事業協同組合等の雇用保険適用事業所番号を記入してください。

「⑥事業協同組合等・特定事業主の別」欄は、下記より該当するものを選択し、番号を記入してください。

1：事業協同組合等	2：A型事業所を含まない特定事業主
3：A型事業所を含む特定事業主	

※ 事業主別様式とグループ様式の両方及び認定に係る確認書類を一括して提出してください。

特定身体障害者雇用状況報告の提出について

- (1) 令和7年6月1日現在で、特定職種（あん摩マッサージ指圧師）として雇用する労働者が5人以上いる事業主は、「特定身体障害者雇用状況報告書」を企業の主たる事業所（いわゆる本社）を管轄する公共職業安定所長まで提出してください。
- (2) **特定職種とは**、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいいます。
- (3) **特定身体障害者とは**、身体障害者福祉法施行規則における3級以上の視覚障害がある方をいいます。
- (4) 特定身体障害者雇用状況報告については電子申請の対象とはなっておりません。

※ 特定職種の労働者の雇い入れについては、特定身体障害者が特定身体障害者雇用率(70%)以上であるように努めなければなりません。

〔記入例〕

特定身体障害者雇用状況報告書

令和7年6月1日現在

事業主氏名又は名称	東京霞ヶ関医院	
住所又は所在地	東京都千代田区霞が関1-2-2 TEL 03-5253-1111	
①特定職種の常用労働者の総数	②特定身体障害者数	③実雇用率（②／①×100）
人	人	%
12	9	75.00

（記載注意）

- (1) 当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- (2) 「①特定職種の常用労働者数の総数」欄は、常用労働者のうち特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）に従事する者の数を記載すること。
- (3) 「②特定身体障害者数」欄には①欄のうち身体障害者福祉法施行規則における3級以上の視覚障害のある者の数を記載すること。
- (4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

除 外 率

日 本 標 準 産 業 分 類 番 号	除外率設定業種	除外率(%)
02	林業(狩猟業を除く。)	25
051	金属鉱業	30
052	石炭・亜炭鉱業	40
D	建設業	10
22	鉄鋼業	10
231	非鉄金属第1次製錬・精製業	5
42	鉄道業	20
43	道路旅客運送業	45
44	道路貨物運送業	10
481	港湾運送業	15
482	貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	5
49	郵便業(信書便事業を含む。)	10
811	幼稚園	50
812	小学校	45
815	特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	35
816	高等教育機関	20
819	幼保連携型認定こども園	50
83	医療業	20
853	児童福祉事業	30
8542	介護老人保健施設	20
8543	介護医療院	20
923	警備業	15
	船員等による船舶運航等の事業	70

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち林業(狩猟業を除く。)、特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)において分類された業種区分によるものとする。

身体障害者障害程度等級表

			1 級〔重度身体障害者〕	2 級〔重度身体障害者〕	3 級	障害が2以上重複する場合、重度身体障害者、その他の場合、身体障害者
視 覚 障 害			視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（Ⅰ／4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	
の平聴 障害 機能又 は	聴 覚 障 害			両耳の聴力レベルがそれぞれ 100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	
	平 衡 機 能 障 害				平衡機能の極めて著しい障害	
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害					音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 1 上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 1 上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 1 上肢の機能の著しい障害 4 1 上肢のすべての指を欠くもの 5 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
	下 肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパ関節以上で欠くもの 2 1 下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 1 下肢の機能を全廃したもの	
	体 幹		体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機、臓能ヒ若のトし障免く害疫は不呼全吸ウ器イヌルはスばにうようろウ免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害		心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じ ん 臓 機 能 障 害		じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼 吸 器 機 能 障 害		呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小 腸 機 能 障 害		小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	
	肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	

※ 等級欄の〔 〕書きは、障害者の雇用の促進等に関する法律上の区分です。

			4 級〔身体障害者〕	5 級〔身体障害者〕
視 覚 障 害			1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
の平聴 障害 機能又 能は	聴 覚 障 害		1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	
	平衡機能障害			平衡機能の著しい障害
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害			音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 1上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の4指の機能の著しい障害	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 1上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 1上肢のおや指を欠くもの 4 1上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 1上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて1上肢の3指の機能の著しい障害
	下 肢		1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 1下肢の機能の著しい障害 5 1下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 1下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 1下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 1下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 1下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
	体 幹			体幹の機能の著しい障害
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
く直心は腸臓肝、臓小じの腸ん機能と若のトし障免く害疫は不呼全吸ウ器イヌはスぼにうよこう免若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害		心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	じん臓機能障害		じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	呼吸器機能障害		呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	小腸機能障害		小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
	肝臓機能障害		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

		6 級〔身体障害者〕	7 級 障害が2以上重複する場合、身体障害者、その他の場合、身体障害者には該当しない
視 覚 障 害		視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ 他方の眼の視力が0.02以下のもの	
の平聴 障害 機能又は	聴 覚 障 害	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 1側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	
	平衡機能障害		
音 声 機 能、言 語 機 能 又 は そ し ゃ く 機 能 の 障 害			
肢 体 不 自 由	上 肢		1 1 上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて1 上肢の2 指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて1 上肢の2 指の機能を全廃したもの 1 1 上肢の機能の軽度の障害 2 1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1 関節の機能の軽度の障害 3 1 上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて1 上肢の2 指の機能の著しい障害 5 1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
	下 肢		1 1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 1 下肢の足関節の機能の著しい障害 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 1 下肢の機能の軽度の障害 3 1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1 関節の機能の軽度の障害 4 1 下肢のすべての指を欠くもの 5 1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 1 下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1 以上短いもの
	体 幹		
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの 上肢に不随意運動・失調等を有するもの
		移動機能	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの 下肢に不随意運動・失調等を有するもの
く直心は腸臓肝、、臓小じの腸ん機、臓能ヒ若のトし障免く害疫は不呼全吸ウ器イ又はスばにうよう若疫し若くしは	心 臓 機 能 障 害		
	じ ん 臓 機 能 障 害		
	呼 吸 器 機 能 障 害		
	ぼ う こ う 又 は 直 腸 の 機 能 障 害		
	小 腸 機 能 障 害		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		
	肝 臓 機 能 障 害		

備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由者においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができ る。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1 指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもっ て計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
------------------------	--

(注) (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律の対象となる身体障害者は、原則として6級までの身体障害者です。
 (2) 重度障害者とは、障害程度等級表1級又は2級に該当する障害を有する者及び3級に該当する障害を2以上重複して有することによって2級に相当する障害を有するとされる者をいいます。

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
A	農業、林業	I	卸売業、小売業
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
B	漁 業	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
D	建 設 業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
E	製 造 業	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	J	金融業、保険業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	K	不動産業、物品賃貸業
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	L	学術研究、専門・技術サービス業
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	M	宿泊業、飲食サービス業
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	N	生活関連サービス業、娯楽業
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
F	電気・ガス・熱供給・水道業	O	教育、学習支援業
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	P	医療、福祉
36	水道業	83	医療業
G	情報通信業	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	Q	複合サービス事業
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	R	サービス業(他に分類されないもの)
H	運輸業、郵便業	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附随するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		S	公務(他に分類されるものを除く)
		97	国家公務
		98	地方公務
		T	分類不能の産業
		99	分類不能の産業